

佐賀県建設業者提出書類閲覧所の場所及び閲覧規則

第1条 建設業法(昭和24年法律第100号)第13条(同法第17条において準用する場合を含む。)に規定する書類(以下「提出書類」という。)の閲覧については、この規則の定めるところによる。

第2条 建設業者提出書類閲覧所は、県土整備部建設・技術課内に置く。

第3条 閲覧者は係員の指示及び注意に従わなければならない。

第4条 提出書類の閲覧時間は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、佐賀県の休日に関する条例(平成元年佐賀県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日には、提出書類は、閲覧に供しない。

第5条 提出書類は、閲覧所外に持ち出すことができない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。